第160回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成23年12月21日 (水) 午後1時30分~2時15分

場 所 群馬県庁29階第1特別会議室

第160回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成23年12月21日(水) 午後1時30分~午後2時15分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、木村 榮、森田哲夫 下保 修(代理 松山隆雄)、宮坂 亘(代理 對馬静雄)、 織田沢俊幸、星名建市、笹川博義、小川 晶
- 4 欠席委員 原田寛明、田中麻里、日垣由美、小山 洋、宮前鍬十郎、吉田達哉
- 5 事務局幹事出席者

都市計画課 荒巻課長 高坂次長 今井次長 建築住宅課 石山次長

6 議案

第1号議案 前橋都市計画道路(3・4・16 号朝日町下阿内線ほか 1 路線)の変更について

第2号議案 桐生都市計画道路(3・4・6 号本町線ほか1路線)の変更について

第3号議案 前橋都市計画区域内(力丸町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について

7 議事概要 別紙のとおり

第160回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

大変お待たせいたしました、第160回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、都市計画課長の荒巻でございます。よろしくお願いいたします。まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在9名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。それでは、開会にあたりまして、丸山会長から、ご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第160回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件3件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は木村委員さんと森田委員さんにお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合もございますので、ご了承を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、ご 検討をお願いします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案ついては、いずれの議案も公開にすることで、よろ しゅうございますか。

(異議なしの声)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり 公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、ご報告願います。

(事務局)

報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(報道関係者入室)

(議長)

傍聴の方は、傍聴要領を遵守いただきますようお願いいたいします。 ただ今から写真撮影を許可いたします。

(写真撮影)

(議長)

それでは写真撮影を終了してください。

第1号議案 前橋都市計画道路(3·4·16 号朝日町下阿内線ほか 1 路線)の変更について (議長)

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案「前橋都市計画道路の変更について」 を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の高坂と申します。よろしくお願いします。

それでは、第1号議案「前橋都市計画道路(3・4・16号朝日町下阿内線ほか1路線)の変更について」説明します。お手元の議案書2ページをご覧ください。変更概要と理由が示してございます。

お手元の添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。総括図として、 $3\cdot 4\cdot 1$ 6号朝日町下阿内線、 $3\cdot 3\cdot 8$ 3号朝倉玉村線の位置を示しています。また、市決定ではありますが、新たに都市計画決定される $3\cdot 4\cdot 1$ 16号南高校通線の位置も示しています。赤線が変更する区間であり、青線が変更しない区間となります。今回の変更は、朝倉工業団地の拡張整備にともなう道路計画の変更です。

図-2又はスクリーンをご覧ください。今回変更される朝日町下阿内線と朝倉玉村線の 計画図を示しています。それでは、具体的な変更について、説明いたします。 スクリーンをご覧ください。赤の破線で囲まれた区域は、第6回の定期見直しにおいて、既存の工業団地を含め、市街化編入された箇所でございます。なお、紫で着色された区域は、工業団地が拡張されるエリアとなります。この拡張整備に伴い発生する交通に対して、前橋南高校への通学路等の安全を確保するため、市決定において新たに3・4・116号南高校通線が、基本幅員16m、3mの両側歩道で市の都市計画決定がされます。また、団地内には、黒破線で示したとおり、新規区画道路が計画されています。具体的な変更内容としては、南高校通線が南側に拡幅されるため、朝日町下阿内線の右折車線が南側に移動することになります。また、新規区画道路との交差部は円滑な交通を確保するため、右折車線を新たに設置します。

図-3又はスクリーンをご覧ください。今回変更される朝日町下阿内線と朝倉玉村線の標準横断図を示しています。一般部が朝倉玉村線ですと25mが右折車線が入りまして27m、朝日町下阿内線が16mのところ交差部のところに右折車線が入りまして17mと変更する予定です。

図ー4又はスクリーンをご覧ください。ただいま説明しました、第1号議案については、拡幅による位置の変更で、変更に係る区間が1,000m未満であることから、都市計画法施行規則第13条第3号ロの規定による軽微な変更に該当し、公聴会規則第2条により公聴会は省略しています。また、都市計画の案について、去る平成23年10月7日から10月21日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

(議長)

本案にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(森田委員)

質問です。今回の変更というのは、交差部の形の変更によって幅員が変わる部分が変更 されたということですか。

(事務局)

例えば、朝倉玉村線でいえばこの計画になるわけですけれども、朝倉玉村線の赤で示した区間、これが区画道路が入ってくることによりまして、右折帯を確保する形ですりつけの部分のここからここまでの区間が変更になってございます。

(森田委員)

それは、交差部対応で一端部だと交差部になったからそれだけ幅員が25mから27mになりましたということですか。他のところも同じですか。

(事務局)

はい、そうです。同じ形で市道の道路が拡幅されますので、その分右折車線がこちらに ずれた形です。

(森田委員)

それも拡幅で16mから17mに変わりましたよということですか。

(事務局)

すいません、失礼しました。こちらにつきましては、当初から右折帯がありましたので 南に下がるような形で、もう一つのここの区画道路につきましては、新に右折帯が発生し ています。

(森田委員)

わかりました。

(森田委員)

続けてもう1件ですけれども、市決定の南高校通線というのは手続はどの段階ですか。 同時に進んでいるのか、あるいは先行しているのか。

(事務局)

前橋市の審議会の方は、11月25日に済んでございます。

(森田委員)

すると、市決定の方は決定されたということですか。

(事務局)

はい。

(議長)

そうすると、交差部が広くなるということに伴う変更のようでありますが、よろしゅう ございますか。

(異議なしの声)

(議長)

異議もないようでありますので、原案のとおり決定することといたします。

第2号議案 桐生都市計画道路(3·4·6 号本町線ほか1路線)の変更について (議長)

つづきまして、第2号議案「桐生都市計画道路の変更について」を上程いたします。事 務局から説明を求めます。

(事務局)

つづきまして、第2号議案「桐生都市計画道路 (3・4・6号本町線ほか1路線)の変更について」を説明します。お手元の議案書4ページをご覧ください。変更概要と理由が示してございます。

お手元の添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。総括図として、3・4・6 号本町線、3・4・7号中通り線の位置を示しています。赤線が本町線を中通り線へ振り 替える区間、青線が変更しない区間、赤い破線が本町線を廃止する区間となっております。

お手元の添付図面の図-6又はスクリーンをご覧ください。本町線及び中通り線の変更 内容を計画図として示しています。黄色が廃止する部分、青が変更しない部分になります。 本町線は、本町三丁目交差点から北側を廃止することとなります。

次に、お手元の添付図面の図-7又はスクリーンをご覧ください。これは先ほどの図6の続きの部分になります。黄色が廃止する部分、赤が変更する部分で本町線から中通り線に振り替える部分になります。本町線は、天神町2丁目交差点まで廃止することとなります。

次に、お手元の添付図面の図-8又はスクリーンをご覧ください。これは先ほどの図7 の続きの部分になります。黄色が廃止する部分、赤が変更する部分で、本町線から中通り 線に振り替える部分になります。本町線は、天神町2丁目交差点から終点の梅田1丁目交 差点まで中通り線に振り替えることとなります。今回、都市計画道路本町線を廃止する区 間の周辺は、伝統的建造物群保存地区の決定手続きをすすめています。伝統的建造物の状 況はスクリーンに示したかたちでございます。伝統的建造物群保存地区として決定する区 域はスクリーンの赤く塗った区域になります。今回、この区域の伝統的建造物や地割りを 保存するため、区域を南北に縦貫する本町線の一部を廃止します。廃止する区間は、黒点 線部分になります。また、桐生市においても、稲荷橋線を廃止します。スクリーン右側に 現在の本町線の写真と幅員、廃止する都市計画道路の幅員を示しています。廃止する上で、 都市計画道路網や現道の交通安全への影響を、周辺の人口や周辺道路整備の状況、交通量 から検討しました。その結果、廃止する本町線周辺の人口は将来減少傾向であり、桐生都 市計画区域でも人口が平成37年までに約25%減少することから発生交通量が減少する こと。周辺の都市計画道路の整備がすすみ主交通を迂回させることも可能であること。本 町線は従来から大型貨物自動車の通行規制を行って、歩行者の安全対策を行っていること。 以上のことから、廃止しても都市計画道路網や現道の交通安全への影響は少ないと考えら れます。今後、この地域は桐生市と地元が伝建地区のまちづくりをすすめる予定で、本町 線の交通安全対策など必要な措置は、まちづくりと絡めながら検討していきたいと考えて います。

ただいま説明しました、第2号議案については、去る平成23年7月5日から7月19日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成23年9月20日から10月4日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

本案にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(森田委員)

一番最初の図面を見せていただけますか。廃止と振替が一緒になっている図面が複雑なので、本町線を南からたどっていただけますか。一番下のところから、そこは整備済みですね、ずっと上がっていって、その青い区間はすでに整備済みですね。それで、そこから赤の区間の交差点までいって、そこから重伝建を考えておられるのでので廃止、廃止の区間は点々の部分で、交差点まできて今は本町通り線は北側も本町通り線なんですよね。もう一つの中通り線の方は、南からいっていただくとこれは整備はされては。

(事務局)

橋梁敷も暫定2車線で今現在、拡幅中ですので国道50号から、中通り線としてはここからなんですけれども。

(森田委員)

整備されていて、ずっと上がっていってこの交差点まできて中通り線まではそこまでですと、それを本町通り線の端切れ部分を今後は中通り線として振替えてという都市計画とする変更ですと。

続けてなんですけれども、周辺人口は当然減ると思いますし、ただ重伝建となると観光のお客さんが来る可能性もあって、現況の交通量では大丈夫だと思うのですが、将来的にも大丈夫かどうかというのは、チェックが難しいのは分かるのですが、まちづくりの方で検討されるということで良いと思うのですけれども、観光客の楽しみだとか安全というのは大事ですので、都市計画決定の変更はまちづくりの方でも十分検討いただいて、歩いて楽しいまちづくりとなるようなお願い、参考意見ですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。ただ今のご意見のようなことは、地元の方も交通安全対策について、今後はどの様な整備ができるか相談して進めていきたいと考えています。

(笹川委員)

おそらく、観光客は50号を使って来るでしょうから、中通り大橋が主力になってくるでしょう。

(森田委員)

できればそういう数値でチェックをしたいところなんですけれど、予測が難しいんですね。

あれですね、さっきの第1号議案もそうですが、もうちょっと略図で良いので分かりや すい図面があると、原図ですから分かりずらいですよね。家などもみんな書いてあるので。

(森田委員)

変更点だけ分かると。

(議長)

そうですね、変更点だけの平面図とかがあると分かりやすいですね。

(森田委員)

申請後の図面の後に変更点だけご説明いただくと分かりやすいですね。

(事務局)

今後、分かりやすい図面を用意して対応したいと思います。申し訳ありません。

(森田委員)

県内で2つ目の重伝建ですから、大切にしていただきたいです。

(議長)

他にはございますか。それでは本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議もないようでありますので、原案のとおり決定することといたします。

(事務局)

補足をお願いします。先程の1号議案で、前橋南高校通線、前橋市の市決定11月25日の審議会で済んでいますが、告示は同日付けで一緒に進めるということで作業をすすめてございます。

第3号議案 前橋都市計画区域内 (力丸町) 産業廃棄物処理施設の敷地位置について (議長)

次に、前橋都市計画区域内(力丸町)産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程します。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させていただきます。私、建築住宅課の石山と申します。よろしくお願 いします。

第3号議案「前橋都市計画区域内(力丸町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について」 をご説明させていただきます。産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条 で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市 計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築ができることになっております。本 件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である前橋 市が本審議会に付議し、ご審議いただくものです。詳細な説明につきましては、前橋市か ら説明させていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。付議書の5ページをご覧ください。 付議書の写しでございます。前橋市からの付議となっております。裏面6ページでござい ますが施設概要となっております。

前橋都市計画内 (力丸町) 産業廃棄物処理施設 名称

工業専用地域、 用涂地域

申請者住所氏名 太田市西新町13番地1 株式会社ログ 代表取締役 金田 彰

所在地 前橋市力丸町487番1 3, 311. 17 m² 敷地面積 主な施設 産業廃棄物処理施設

処理能力 木くずの破砕 170.24t/日

> 廃プラスチックの破砕 81.93t/日

対象建築物の延べ面積

 $1, 395. 20 \,\mathrm{m}^2$

本施設は、工業専用地域内にありますが、処理能力が一日あたり100 t を超える木く ずの破砕、及び6 t を超える廃プラスチック類の破砕施設でありますので、建築基準法第 51条のその他政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書の許可 の手続を行おうとするものです。それでは、施設の概要につきましては、許可権者であり ます前橋市の建築指導課の根岸課長から説明させていただきます。

(前橋市)

前橋市建築指導課長の根岸と申します。第3号議案につきまして、補助説明をさせてい ただきます。

申請者の株式会社ログは、平成15年から太田市におきまして、産業廃棄物処理業を開 始し、木くず等を破砕し、処理後チップにした製品を製紙原料やボイラー燃料として供給 しております。太田市以外では、館林市、仙台市に工場がございます。近年、産業廃棄物 の再資源化が求められ、木質系廃棄物を再利用することの需要が高まってきたことから、 今回、前橋市に事業用地を取得し、木くず、廃プラスチック類の破砕を行う工場を計画す るものでございます。

それでは、添付資料の説明をさせていただきます。スクリーンまたは図-10をご覧く ださい。申請地の位置を示しております。図の上方向が北となっております。申請地はJ R前橋駅から南へ約7km、北関東自動車道・前橋南インターチェンジから南東へ約1.

3 km、玉村町との境にある力丸工業団地内にあり、用途地域は、工業専用地域に指定されております。搬入、搬出の主な経路につきましては、東側にございます主要地方道藤岡大胡線から都市計画道路幅員20mを通りまして申請地に至る計画でございます。

次のスクリーンまたは図-11をご覧ください。申請地から50mの範囲の状況を示しております。

赤色で示しましたのが今回の申請地で、工業専用地域に指定されている力丸工業団地内にあり、申請地の北側は市街化調整区域となっております。黄色で示してありますのが住宅で、青色で示してあるのは住宅以外の建物でございます。申請地から一番近い住宅は、北東へ約80m離れており、市街化調整区域内にございます。その他、申請地から東に約80mの場所には、力丸団地公園がございます。主たる搬入、搬出路を緑色で示しましたが、力丸工業団地の東側にある、主要地方道藤岡大胡線から、都市計画道路幅員20mを通る計画でございます。

次のスクリーンまたは図-12をご覧ください。申請地の土地利用計画を示したものでございます。赤色で示してありますのが申請地の境界線でございます。黄色で示してありますのが、破砕施設のある申請建物で、北東の建物は事務所棟になります。搬出入ですが、都市計画道路幅員20mでありますけれども、現状は、南側に10.5mの交互通行の車道、2.5mの緑地、その上に7.5mの通行制限をした路側帯がございます。現状は、ここまでしか整備されていませんけれども、出入口についている青色三角のところから車輌は出入りする計画となっております。

次のスクリーンまたは図-13をご覧ください。施設の処理の流れを示した工程図になります。ここが申請地の建屋の外周となっております。左上の赤色の矢印から廃棄物の搬入をいたしまして、この手選別のところで大まかな選別をいたしまして、その後に破砕機に投入するという流れとなってございます。破砕機につきましては、一次破砕として1軸破砕をまずやりまして、荒く破砕した後にシュレッダーで細かく破砕されます。その後、磁力選別や形状選別を経まして、完成チップの堆積する場所になりまして、製紙原料やボイラー燃料として搬出するという流れでございます。

なお、一次破砕機周辺の壁の内側にはALC板を張り防音壁を設けると共に、シュレッダーの周囲は、さらに強固な鉄板等により高さ6mの防音壁を付けて環境に配慮する計画となっております。

次のスクリーンまたは図-14をご覧ください。左上にございますのが、廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。まずは、「前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」①の現地調査から⑦の関係者からの合意書取得をとってございまして、事前協議は、本年4月8日に終了しております。その下でございますが、廃掃法に基づく施設の設置許可申請が、この絵の中では手続中となっておりますが、その後、審査が進みまして本年11月28日に、既に許可済みとなっております。今後の廃掃法の手続につきましては、施設を建設して、その後試験稼働して稼働数値を満たした場合については、さらに施設の変更届を出して最終的には運営開始となります。中央ピンク色に示してございますのが今回の建築基準法51条の許可についての内容になります。本年9月15日に本申請を受理いたしまして、その後、許可に関する技術的な審査をしたところ、適切に行われるという判断ができましたので、本日の都市計画審議会に付議させていただいたものでございます。

今後の主な手続といたしましては、建築基準法に基づく建築確認、それに関連する消防法 の手続がございます。その後に施設ができてという形になります。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引続きスクリーンをご覧ください。こちらは、破砕処理の工程を絵にしたものでございます。左側でございますが、解体現場等から木くず、廃プラスチック類の産業廃棄物を搬入いたしまして、木くずにつきましては、シュレッダーに入れまして、それ以外は一次破砕された後、さらに細かく破砕されます。破砕後は磁選機によって金物を選別して、ロータリースクリーンによって選別して、その後完成チップとなり、製紙原料やボイラー燃料として販売されます。左下は、破砕処理前の廃棄物の写真でございます。その右は、破砕処理後の写真でございます。

次のスクリーンをご覧ください。これが廃棄物処理施設の建屋の立面図でございます。 高さが13.2mあります。上が北側の立面になってございましてシャッターが2つございます。北側がら見ていただきますと右側が搬入、左側が搬出ということで必要に応じてシャッターを上げて行うことになっております。下は、西立面図でございます。このように窓、シャッター以外は鉄板サイディングの外壁で囲われております。屋根はルーフデッキとなっております。

続きまして、補足説明をさせていただきます。産業廃棄物中間処理施設の設置に伴う生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、騒音、振動のいずれの項目も規制値以内との評価が得られております。以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障がないものと考えられるため、本審議会へ付議させていただいたものでございます。なお、本施設は、一般廃棄物処理施設としても計画されていることから、本年11月25日に前橋市都市計画審議会において審議され、都市計画上支障がないとの議決を受けておりますことをご報告させていただきます。前橋市からの補助説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、本案についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

(笹川委員)

すいません、ここの土地はもともと別の業種だったのですか、売り出したのですか。

(前橋市)

従前の土地所有者は、同じ力丸工業団地内の別の敷地に移りまして、梱包などを印刷したりデザインしたり、パッケージの専門業者ということでございます。

(笹川委員)

このピンクの反対側の土地もログさんが買っているのですか。

(前橋市)

この土地は別の所有者さんです。

(前橋市)

実際、池畠パッケージさんが事業用地として持っていたわけです。ログも全部を取得しまして、今、南側は別の業者さんに貸していまして、ヤマトワークスというヤマトさんの 宅配便の修理工場に事業用地として貸しております。そのような状況です。

(笹川委員)

では、ヤマトさんは事業を始めているわけですか。

(前橋市)

はい、始めております。

(笹川委員)

はい、わかりました。

(議長)

他にはございませんか。工業専用地域内の計画で、前橋市の方は都市計画審議会は通っているということでございますが、よろしゅうございますか。

(小川委員)

木くずと廃プラスチックを両方やるということで、1 日あたりの処理能力が出てますけれども、毎日これぐらいの処理を予定されているのでしょうか。

(前橋市)

最大ではございませんけれども、両方を日をきって分けるのではなく、同時に処理をしたいと考えてございます。

(議長)

他にないようでありましたら、本案については都市計画上の支障なしとしてよろしゅう ございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、異議がないものと認めましてそのように決定いたします。

(議長)

以上で、本日の審議の議案は終了いたしました。傍聴人、報道関係者におかれましては、 静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(報道関係者の退室)

それでは、4の報告事項でございます。

(事務局)

前回の審議会において議決いただきました「前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について」、平成23年12月20日付け前橋市長あてに、議事録を添付して「原案支障あり」と答申しましたので、ご報告申し上げます。

(議長)

ありがとうございます。そういう報告をしたということでございます。 最後にその他であります、事務局からお願いいたします。

(議長)

次回、第161回審議会の開催でありますが、通例によりますと2月定例県議会後ということで開催しております。具体的には県議会の日程等ふまえまして、会長と相談のうえ期日を決定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

できれば今日決めたいと思ったのですが、非常に欠席の方が多いので、3月の後ろの方になるようですが、折衝いたしますのでよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、よろしくお願いいたします。他には何かございますか。

(議長)

では、無いようでありますので、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様、 大変ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(閉会:14:15)

(議事録署名人)		